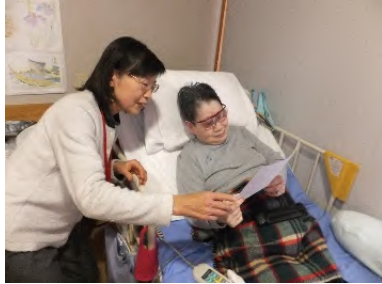
	<h2 style="text-align: center;">成年後見制度が更に充実します</h2> <p style="text-align: center;">～専門職が参加する検討支援会議、社協による法人後見を開始します～</p>
と き	令和2年4月1日(水)から
<p>区は、令和2年4月から、練馬区社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を、区民の相談・支援や制度の周知・啓発などを行う中核機関とし、成年後見をはじめとする生活や財産を守るための制度やサービスの利用促進に取り組みます。</p> <p>新たな取組として、弁護士・司法書士等の専門職を含めた関係者による検討支援会議を、区を東西に分けた2圏域で開催します。この会議では、関係者が支援方針に悩む事例を検討し、適切な支援につなげることや、一人ひとりに合わせた後見人とのマッチングを行います。</p> <p>後見人の選択肢を増やす取組の一つとしては、練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始します。あわせて、区内NPO法人、市民後見人、親族後見人など、様々な後見人が活躍できるように支援します。</p> <div data-bbox="1086 533 1469 815"></div> <p style="text-align: right;">▲市民後見人の支援の様子</p>	

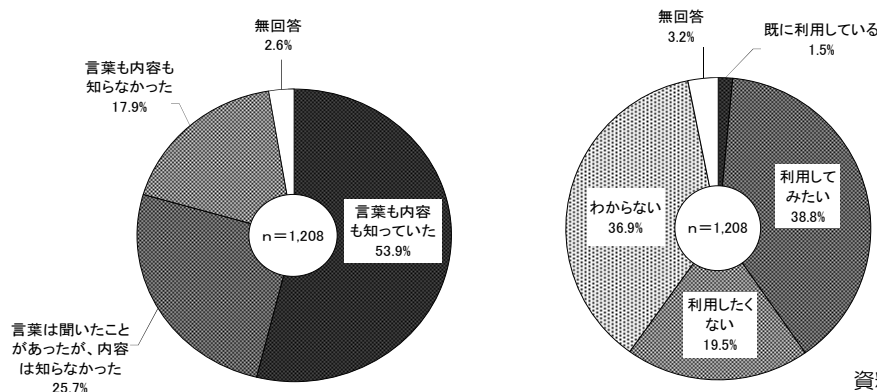
【法人後見について】

社会福祉法人やNPO法人などの法人が、親族や専門職が個人で成年後見人に就任する場合と同様に、成年後見人等として判断能力が不十分な人の支援を行うこと。

【市民後見人について】

区市町村が実施する養成研修等を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術を身に付けた人の中から、家庭裁判所により選任された成年後見人等のこと。

【参考】区民における成年後見制度の認知度と利用意向



資料：区民意識意向調査（平成30年度）

【問い合わせ】練馬区 福祉部 管理課 地域福祉係 電話03-5984-2716